

改正

平成24年7月6日条例第19号

坂出市企業誘致条例

坂出市企業立地促進条例（昭和61年坂出市条例第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、市内に工場，試験研究施設，運輸施設，情報処理関連施設，卸売業関連施設またはにぎわい施設（以下「対象施設」という。）を設置する企業に対し，助成措置を講ずることによってその立地を促進し，本市における地域経済の発展，産業の高度化および活性化ならびに雇用機会の拡大を図るとともに，にぎわいを創出し，もって市民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

- （1） 工場 物の製造または加工の用に供する施設をいう。
- （2） 試験研究施設 技術革新の進展に即応した高度な工業技術（バイオテクノロジーに係る技術を含む。）を開発し，または当該工業技術を製品の開発もしくは生産に利用するための試験もしくは研究の用に供する施設をいう。
- （3） 運輸施設 道路，鉄道，船舶もしくは航空機による旅客もしくは貨物の運送の事業，倉庫業または運輸に付帯するサービス業（規則で定める業種に限る。）の事業の用に供する施設をいう。
- （4） 情報処理関連施設 情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第2条第3項に規定する情報処理サービス業もしくはソフトウェア業またはこれらに類する事業の用に供する施設をいう。
- （5） 卸売業関連施設 商品の仕入卸売を行う事業または商品の売買の代理業務もしくは仲立あっせんを手数料を得て行う事業の用に供する施設をいう。
- （6） にぎわい施設 市民および観光旅行者の利用に供される施設のうち，にぎわいを創出するための施設であって規則で定めるものをいう。
- （7） 企業 営利の目的をもって事業を営む者をいう。

（助成企業の指定）

第3条 市長は、企業が市内に対象施設を設置しようとする場合において、環境保全について適切な措置が講ぜられ、かつ、当該対象施設の設置が雇用機会の拡大、にぎわいの創出その他市民生活の安定向上に寄与するものとして、対象施設の区分ごとに規則で定める要件を満たすときは、当該企業を助成措置を講ずる企業として、当該対象施設ごとに指定をすることができる。

2 前項の指定は、条件を付してすることができる。

3 第1項の指定を受けようとする企業は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(助成金の交付)

第4条 市長は、前条第1項の規定により指定を受けた企業（以下「指定企業」という。）が当該対象施設において業務を開始したときは、対象施設の区分に応じ、規則で定めるところにより算出した額の助成金をその業務の開始の日以後において、当該指定企業に対して交付することができる。

2 前項の規定による助成金の交付を受けようとする指定企業は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査および必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、助成金の交付を決定するものとする。

(指定の取消し)

第5条 市長は、指定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

(1) 当該指定に係る対象施設が第3条第1項に規定する要件を満たさなくなったと認められるとき。

(2) 第3条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により第3条第1項の指定を受けたとき。

(4) 偽りその他不正の手段により前条第3項の規定による助成金の交付決定を受け、または受けようとしたとき。

(交付決定の取消し)

第6条 市長は、第4条第3項の規定により助成金の交付決定を行った場合において、当該企業が前条の規定による指定の取消しを受けたときその他当該助成金を交付することが適当でないとき認めるときは、その交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消すときは、当該企業に対してその理由を示さなければならない。

(助成金の返還)

第7条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該企業が既にその助成金の交付を受けているときは、当該助成金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

(報告および調査)

第8条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定企業に対して報告を求め、またはその職員に、当該対象施設その他の事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査または質問をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の坂出市企業立地促進条例第3条第3項の規定により申請した企業の当該申請に係る指定および当該指定に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

付 則 (平成24年7月6日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。